

コロナ禍終息後のビジネス展開をお考えの伝統産業事業者の皆様へ

伝統産業危機克服緊急応援 事業費補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている伝統産業事業者の雇用の維持・確保及び事業継続を強力に支援するため、当該事業者の新たな販路開拓に向けた商品開発を緊急に支援するとともに、新型コロナウイルス感染症が終息した後のビジネス促進に繋げることを目的として、本事業を実施します。
皆様からのご応募をお待ちしております。

募集期間

令和3年7月7日(水) ~ 8月6日(金)

補助対象者

※詳細は募集案内等をご参照ください。

- ①京ものの指定工芸品又は京ものの技術活用品の製造事業者や卸売事業者であること
- ②中小企業者であること
- ③府内に主たる拠点を有すること

上記①～③を全て満たす者で構成されるグループ(2者以上)が補助対象者となります。

補助対象事業

補助対象者が、外部協力者(注)と連携・協力して行う
新たな販路開拓に向けた商品開発事業

(注) 補助対象者と連携・協力して、事業目的の達成に取り組む、グループ外の事業者(例: 販売事業者、ECサイト運営者、デザイナー、プロデューサー、その他異業種他社等)

補助率・補助限度額

	補助上限額	補助下限額	補助率
グループ（5者以上）の場合	5,000千円	2,400千円	4分の3以内
グループ（4者）の場合	3,600千円	1,800千円	
グループ（3者）の場合	2,400千円	1,200千円	
グループ（2者）の場合	1,400千円	600千円	

補助対象経費

原材料費・消耗品費（事業遂行に必要な資材・部品・消耗品等の購入経費）

機器・備品等賃借料等（機械装置及び設備・備品のリース料・レンタル料等）

外注・委託費（デザイン料、プロデュース料、システム開発費、一部部品の製造委託等）

その他直接経費（会議費、広報費、通訳料・翻訳料、試験費、雑役務費等）

補助対象期間

交付決定日 ～ 令和4年1月31日（月）

※指令前着手届を提出された場合は、交付決定日以前の活動に要した経費についても、対象になる場合があります。

応募方法

応募方法の詳細や様式等は、京都府HPからダウンロードしてください。

（提出期限：8月6日（金）17時、郵送の場合同日消印有効）

URL：<https://www.pref.kyoto.jp/senshoku/news/r03kinkyuouen.html>



※本補助金の要件等に該当しない事業者（グループ）については、別途募集中の「危機克服緊急連携支援補助金」をご活用いただける場合がございますので、詳細は、（公財）京都産業21 危機克服緊急連携支援補助金センター（TEL：075-315-1039）までお問い合わせください。

【提出先・問合せ先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府 商工労働観光部 染織・工芸課

TEL：075-414-4869・4858

E-mail：senshoku@pref.kyoto.lg.jp